

令和3年5月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和3年5月20日（木） 午後3時00分

2 出席委員

新 倉 聡 教育長
荒 川 由美子 委員（教育長職務代理者）
澤 田 真 弓 委員
川 邊 幹 男 委員
元 木 誠 委員

3 出席説明員

教育総務部長	佐々木 暢 行
教育総務部総務課長	杉 本 道 也
教育総務部教育政策課長	古 谷 久 乃
教育総務部生涯学習課長	高 橋 直 人
教育総務部教職員課長	平 石 拓
教育総務部学校管理課長	二 見 裕
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	川 上 誠
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部保健体育課長	鈴 木 史 洋
学校教育部学校食育課長	山 田 智 子
学校教育部教育情報担当課長	飯 田 達 也
博物館運営課長	柳 井 栄 美
美術館運営課長	岡 本 剛 彦
教育研究所長	阿 部 優 子

4 傍聴人 2名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。
- 日程第2 議案第24号から日程第6 議案第28号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、4月定例会から本日までの間の所管事項について、報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告資料をご覧くださいと思います。

この間の教育委員会の行事関係としましては、5月12日に全市立学校と教育委員会の間で合同防災訓練を展開させていただきました。各学校での消防通信回線を使つての防災訓練でありますとともに、各学校では単独に防災避難訓練を併せて行ったところが多数ございました。

図書館、博物館、美術館につきましては、今回の蔓延防止措置を踏まえて活動はかなり制約をされているところでございましたけれども、記載のと通りの展示等を行わせていただいているところです。

大変雑駁ではございますが、これまでの報告とさせていただきます。

(質問なし)

日程第1 議案第23号『教育職員手当等支給規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは、議案第23号『教育職員手当等支給規則中改正について』をご説明いたします。

この改正は、同規則の第5条のうち、期末手当基礎額等の加算に関するもので、議案の2ページ、3ページの第5条6の号給の数値の改正により、本市の教育職員の処遇改善を行うものでございます。

この背景といたしましては、神奈川県は、平成18年度より、現在の教育職の給

料表よりも高額であった高等学校等給料表と中学校・小学校等給料表を教育職給料表に一本化をし、さらに昇給の機会を年4回から年1回に変更いたしました。その後、県は期末勤勉手当の職務段階別加算を受ける等級を順次改正することで、これらにより減額された給与の差額の調整を段階的に行っております。

本市教育職員の給料・手当等は、県と本市の教育職員の人事交流等の活性化を図るため、できる限り神奈川県に準ずるよう努めておりますので、本市も県の教育職員に準じて同様の規則の改正を行うものであります。

なお、施行日は公布の日である6月1日といたします。

以上で議案第23号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

具体的にこれで影響を受ける職員数というのは、どのくらいいるのでしょうか。

(教職員課長)

これに伴いまして具体的にということでは、本市の教職員のほうでは該当者はいないという形になります。

(新倉教育長)

では、県の規定に合わせるところのみで条例改正をしていくということになるのでしょうか。

(教職員課長)

はい。そのとおりです。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第23号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』

(保健体育課長)

では、『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』、ご報

告いたします。

初めに、4月19日から5月19日までの市立学校の状況についてご報告いたします。

この間、教職員10名、児童・生徒18名、計28名の陽性者を確認いたしました。陽性者が確認された学校数は10校で、このうち8校については、保健所の調査において学校内で感染拡大の心配がないことが判明しましたので、臨時休校は実施しませんでした。しかし、小学校1校、中学校1校では、校内で感染拡大を防止するため臨時休校措置を取ることとなりました。

次に、今後の感染予防策について報告いたします。

4月22日に改正したマニュアルを発出し、引き続き市立学校では、基本的な感染症対策を改めて依頼するとともに、新たに留意する点として、特に教職員に対して、個食、マスク会食の実施、トイレや洗面所等の換気及び感染対策の徹底、風邪症状がある場合の自宅休養の徹底について、市立学校に対して通知しました。

今後も引き続き子どもたちの安全な活動を保障すること、また、保護者の理解を得られるよう学校をサポートしてまいります。

以上で報告を終わります。

(質問なし)

報告事項(2)『横須賀市G I G Aスクール構想整備計画の改訂について』

(教育情報担当課長)

『横須賀市G I G Aスクール構想整備計画の改訂について』、ご説明させていただきます。

初めに、資料1枚目、1の策定の経過でございます。

国が提唱する「G I G Aスクール構想」に合わせまして、1人1台端末及びネットワーク等を整備し、整備したI C T機器が有効に活用され、子どもたちに予測できない社会の変化を前向きに受け止めながら、主体的に向き合い・関わり合い、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるための力を育む学校教育の実現を目指すため、「横須賀市G I G Aスクール構想整備計画」を令和2年7月に策定し、昨年7月の定例会議におきまして本計画の概要をご説明させていただき、全ての小・中学校及び養護学校、ろう学校におきまして1人1台端末の整備並びにネットワーク整備を進めてまいりました。

続いて、2、改訂の趣旨になります。

これまでの計画では、令和2年度中に全ての学校におきまして端末及びネットワークなどの整備を完了し、令和3年4月より運用を開始する予定でしたが、令和2年度中に小学校及び養護学校の整備が完了しなかったため、整備スケジュールの変更を中心として計画の改訂を行いました。

次に、3、改訂の内容になりますが、今回の改訂は基本的にスケジュール変更に伴う時点修正になりまして、(1) 計画名称の変更は、令和3年度には整備が完了し、今後整備したICT機器を活用することから、計画名称を修正していません。

続いて、(2) 整備スケジュール及び運営開始時期の変更では、整備スケジュールの変更に伴いまして、第5章、第6章を変更しています。

なお、全体スケジュールにつきましては、先ほどご説明させていただきました。

(3) 「現在の進捗状況」の追加では、改訂前の計画におきまして「今後の重点検討課題」を掲載していますが、その進捗状況は第7章を新設して掲載しています。

資料裏面をご覧ください。

(4) では、整備スケジュール等の変更に伴いまして、「今後の重点検討課題」を時点修正させていただいています。

また、(5) では、参考資料として「令和3年度1人1台端末活用イメージ」を追加させていただきました。

以上が計画について変更した内容になります。

なお、改訂後の計画につきましては、別冊として添付してございますので、後ほどご覧ください。

最後になりますが、4、整備スケジュールの全体スケジュールを表にしてございますので、簡単ではございますが、説明させていただきたいと思えます。

表の縦の部分では、教員を加えた学校区分、横の部分では、主な整備スケジュールの区分を記載しておりまして、特にスケジュールが変更となった部分につきましては、黒枠でくくり網かけをしています。

ろう学校、中学校につきましては、当初のスケジュールどおり令和2年度中に整備が完了し、本年4月から授業での活用が始まっています。令和3年度に繰越しとなりました小学校のうち、スケジュール上10校を先行し、7月までにはネットワーク工事が終了し、8月には端末を配備します。また、残りの小学校36校と養護学校につきましては、10月までにネットワーク工事を終了し、11月までには教員分も併せ端末を配備してまいりたいと考えています。

なお、端末につきましては、養護学校分を除いて令和2年度中に購入は完了し、保管している状況でございます。

今後は、今回整備したICT機器を積極的に利用し、誰一人子どもたちを取り

残すことなく、個別最適化された学びを持続的に実現していきたい所存でございます。

以上で説明を終了します。

(元木委員)

別冊についてです。別冊の5ページ、第4章の部分になりますが、1の整備される端末等を活用した取組の中の(1)新しい学習スタイルの確立の部分です。

今後、このあたりを取り組んでいくかと思うのですが、1つ教えていただきたいのが、4つ目の項目のプログラミング教育の促進についてです。ここは、どちらかという教育内容な気がするのですが、学習スタイルという見方からの促進というのは、どのようなものを具体的に考えていらっしゃるのでしょうか、教えていただければと思います。

(教育情報担当課長)

確かにおっしゃるように、こちらのほうは学習スタイルというくくりで、よろしいかどうかというところはありませんけれども、あくまでこれは小・中学校をまとめてプログラミング教育ということで、具体的なところは、今は申し上げることはできませんけれども、端末状況に応じた簡単なプログラムから、それから中学校では少し複雑なものというところで考えていきたいとは思っているのですけれども、少し学習スタイルということでは、確かに拙い部分もあるかと思うのですけれども、通常で言うプログラミング教育ということでご承知いただければなと思います。

(学校教育部長)

今の関係で補足をさせていただきますが、課長が申しあげましたように、このところをスタイルの確立というところでまとめるのは、なかなか難しかったのですけれども、一つ言えますのは、プログラミング教育といいますが、実際にコンピューターのプログラミングをすることではなくて、括弧書きにありますように、プログラミング的な思考を子どもたちが育んでいくということです。そういった意味では、学習スタイルというのは論理的に順序立てて子どもたちが考え、それを論理的に表現できるような、そういった学習をしていくスタイルというようなことも確立していきたいということになります。

(元木委員)

説明ありがとうございます。ということは、次のページの3、発達段階に応じたICT活用例というところの中で、学習スタイルがICTを活用するので変

わってくると。その中の一つの取組として、プログラミング的思考というところにもICTを活用するというような意味づけだということで、よろしいでしょうか。

(学校教育部長)

はい。元木委員おっしゃるとおり、ここでプログラミング的思考を養っていきたいと考えております。

(川邊委員)

整備状況のところ、教員用の整備は令和3年11月ということになっていまずけれども、そうすると実際的に事業全体が進んでいくのは、何月からという予定になるのでしょうか。

(教育情報担当課長)

まず、中学校につきましては、全て工事が終わっている形になっておりますので、本年の4月から端末について配備してございます。小学校につきましては7月、10月にネットワーク工事を完了して、端末の配備はそれぞれ8月、11月という形になっているのですけれども、あくまでこれは今回記載として、教員用は令和3年11月というのは、あくまでもマックスという、一番遅いところというふうと考えておりますので、状況に応じながら教職員のところについても、できるだけ早く配備していきたいと考えております。

(新倉教育長)

今の確認で申し訳ないのですが、教員が全く持っていないということではなくて、学級担任用の1台は既に一緒に整備されていて、学級担任で持っていない先生の分については、何というか、これから購入するわけではなくて、既存の台数はもう既に購入してあるのだけれども、それをどう配備していくかが次の課題だということではないのか。少しその辺がはっきりしないのは、もともと文部科学省の補助として、教員用の分というのは全く認められていなかったところという。一方において、児童・生徒数の減少というのが、購入台数は昨年5月1日の児童・生徒数に応じて、それは購入をしてあるのだけれども、1年たった後に児童・生徒数は当然減少しているので、その部分で教員用にやりくりをしていきたいということだったのかなと思うので、少しその辺をもう一回、きちんと詳しく説明していただけますか。

(教育情報担当課長)

はい。今おっしゃるとおりでございます。まず児童・生徒用につきましては全て確保しております。また、端末は全て確保してあるのですけれども、まず決められた台数、各学校ごとに児童・生徒の分、それから学級数につきましては全てこれは配備してございます。ただ、まだ教員用には配置していないところもございまして、それについては順次配置しておりますので、生徒しかいないという現状ではございません。

(川邊委員)

はい。

(荒川委員)

すみません。私も同じ質問だったのですけれども、もう中学校では生徒に全て入っているのに、先生方の分がないのでは、教える時に不都合があるのではないかと考えて質問しようと思っていたのですけれども、状況は分かりましたので、ありがとうございます。

(新倉教育長)

現実的に今そうすると、担任を持っている先生の分しか先生は使われていないということの状況なのか。それとも、それ以上に何台か配付されているという状況なのか、その辺をもう一回教えていただけますか。

(教育情報担当課長)

そうですね、児童・生徒の分と、あとクラスの分、これについては必ず配備しております。それから、プラス2台ないし3台程度はこちらのほうから配備してございますので、先生の分は、全く足りていないということではないと考えております。

(澤田委員)

10ページの現在の進捗状況のところを教えていただきたい点が2点あります。

1点目は、オンライン学習のためのコンテンツ作成に取りかかったということですが、これはクラウド上でコンテンツの共有ができるようにしていくということでしょうか。

2点目は、オンラインでのコミュニケーションの効果的な活用ですが、「様々な理由により登校できない児童・生徒等と学校がオンライン上でコミュニケーションを取ることを実践した」とあります。その状況と、GIGAスクールのサポーターの活用、ICT支援員の活用の実態、現場の様子について何かご存じで

したら教えていただきたいと思います。

(教育情報担当課長)

まず、こちらのほうオンライン学習のためのコンテンツ作成につきまして、今順次取りかかっている状況でございます。その上、まだクラウドで行うような状況では今はございませんので、例えば学校のホームページに教材等をアップしながら学習を進めていくとか、そういうところを一部学校ごとに行っていくような状況で考えております。

次に、オンラインのコミュニケーションの、登校ができない児童・生徒云々というところにつきましては、これはまだあくまで検討中の段階ということで、個別具体のところでは、今、すみません。ご説明はまだできない状況でございます。

(支援教育課長)

今、不登校により学校に来られない児童・生徒のためにというところで、まず第1のステージとして、コミュニケーションを取る、学校とそれから生徒さん、ご家庭、また、学校と相談教室でコミュニケーションが取れるような体制を現在つくっております。もうほとんど学校にご紹介できる形が整っていますので、近日中には実現できるかと考えております。

また、幾つかの学校では先行してモデルとして行っておりまして、学校とそれからご家庭ですけれども、コミュニケーションを取ることがうまくできるようになったという報告は受けております。

(新倉教育長)

2つ、今お尋ねになったんですが、情報政策ではなく支援教育の立場で、この部分の11ページが一番上で「実践した」という過去形になっているので、具体的にその実践例を支援教育のほうの、今、支援教育課長の説明だと、既存の各学校のところで、もう既に行いましたという形によろしいのですか。そこを確認したいのですが。

(支援教育課長)

中学校のほうで、1校実践しております。

(新倉教育長)

もし具体例が分かれば、もう少し詳しく教えていただけるといいのですが。

(支援教育課長)

まだオンラインでの授業というところまでには、いっておりません。学校と家庭とでつながりまして、そこで協働しているといったコミュニケーションを取る程度にとどまっております。

(新倉教育長)

これは今回のG I G Aスクールで整備した機械をもって、その児童・生徒なりの家庭に持ち帰らせてやったということですか。

(支援教育課長)

学校のほうは配備したC h r o m e b o o kを使っておりますが、児童・生徒のほうは家庭にある機材を使って行っております。まだ持ち帰ってはおりません。

(新倉教育長)

それでは、確かにご家庭でそれぞれお持ちの部分と、学校で整備したものとの間でオンラインを結んだ上でのコミュニケーションなりを実践的に行ってみたいという形だということよろしいのですか。

(支援教育課長)

はい。

(新倉教育長)

それから、2点目の部分です。次の質問になりますが、G I G AスクールサポーターとI C T支援員との関連の部分はどのようなふうになっているのか、ご説明いただけますか。

(教育情報担当課長)

まず、G I G Aスクールサポーターにつきましては、これはかなりテクニカルな部分でございまして、端末を導入するときのそういった技術的などを助言していくわけですが、これについては、中学校については既にもう端末を配備してございますので、これは終了してございます。また、小学校、養護学校につきましては、今後端末を整備する中でG I G Aスクールサポーターを活用していきたいと。

さらに一番問題になってくるのがI C T支援員ということで、G I G A端末を使った授業での利用であるとか研修、そういったものをI C T支援員を活用して、既にこちらのほう入り込んでございまして、大体1週間で1.5人、2週間

で1人が2回行くか行かないかぐらいのところを必ず支援員は学校のほうに行きまして、学校のほうを支援していくという形を取ってございます。

(新倉教育長)

支援すると、それは授業に入って一緒に行っているということなのですか。それとも単に先生方の困ったよということに対して、アドバイスをしていくのか。そこをもう少し詳しくお願いします。

(教育情報担当課長)

両方になります。授業であるとか、それから困ったこと、それをかなり長い時間、本当に今聞いていますと、ほぼ1日いるような事例というものも聞いておりますので、いろいろな場面で多分端末が配られた中で、それぞれの学校、それぞれの先生の困り感はそれぞれ違ってくると思いますので、そういった困り感に合わせて、寄り添いながら支援員というのを配置してございます。

(元木委員)

教員の研修についてです。実際に令和3年8月、もしくは11月から全面的にICTを活用した教育が開始されると思います。それに向けて教員の研修は行われているのでしょうか。現状の進捗状況と、教員に求められるスキル、そういったものを取りまとめたものはあるのでしょうか、教えてください。

(教育情報担当課長)

まず、研修につきましては、中学校については一通り終わっている部分はございますが、ただ、どうしても学校によって導入が少し遅れているところだとか、そういうところについては、私どもの指導主事が直接訪問していく中で、これもICT支援員と同じように寄り添って、分からないこと困ったことについて行っていっているというのが現状でございます。

小学校については、早いところで8月ぐらいから端末を配備していきまので、これは夏休みを中心に研修を進めていって、ただ小学校は数も多うございませので、こちらのほうも実際端末が入っていった中で、どうしても分からないことであるとか、困ったことがあればICT支援員と私どもの指導主事、こういったものを配備していきながら支援のほう進めていきたいなというふうに考えています。

また、スキルといった何かマニュアルといったものというものは、現実的には国から出されている手引であるとか、学習指導要領に基づいた手引だとかそういったものしかございませんので、今、私どもで、これですという用意したもの

というのは、現実的には今はない状況でございます。

(元木委員)

マニュアル等については特に用意していないということなのですが、ある一定のスキルの基準みたいなものを設けないと、教育レベルに差が出てくるかと思うのですが、その部分はどのように吸収していくつもりでしょうか。

(教育情報担当課長)

マニュアルというものまでになるかどうか分からないのですが、今私どもが行っているのは、本当に各学校のほうにうちの指導主事が出向いて行って、活用事例等がありましたら、その活用事例をみんなで学校ごとに共有しながら、端末を使ってこういうことを行っているようだとか、そういったところをまず共有していきたいなということは考えております。

(澤田委員)

関連してですが、研修ということでは2種類あると思うのです。一つは、操作、使い方のスキルが必要だと思います。もう一つは、各教科の授業の中でどのように使っていくかということ、効果的な指導、指導法といいますか、そこをしっかりと行っていかなければいけないと思っています。

(新倉教育長)

こういう言い方はおかしいのかと思いますが、いわゆる国はG I G Aスクール構想というものを打ち出しながら、1人1台のタブレット、パソコンだということまでいったのだけれども、では、それを具体的に授業でどのように活用するのだということは、何も示してこなかったということなのです。

約1,700の市町村があるのだけれども、それぞれが機械はそろえるから、あとは独自に勝手に考えなさいよという、そういう今回の制度なのかなというふうに、半分、少し疑問に思ってきてしまって、少なくとも本来であったらば、義務教育であるのだったらば、その教育課程においてどう活用するべきかということがあって、その一部の手段というか、機械の活用だという形で、これを使ってこういうふうになればということではなくて、何かその部分が本末転倒で、何かこれから各市町村がそのコンテンツを自分たちで作りながら、慌ててというか、それぞれ競えということなのか分からないけれども、全く文部科学省からは、G I G Aの整備をするから、その後でこういうものを展開するのだという、あるいはこういうふうにするものなのだという部分の指示というのは、何もないと見ていいのですか。

(学校教育部長)

文部科学省からは、GIGAスクールが始まった段階で、こういった活用をしていけばいいのではないですかというような、そういった活用のガイドラインのようなものは、その都度示されてきているところがあります。

それを各教育委員会が参考にして、それをまた学校に伝えるなどして、活用を進めていくというような形態は取っていただいていると思いますが、当初の計画が令和2年度から令和5年にかけて段階的に進めていくというようなことで準備していたところを、一気に令和2年度末までというようなところで、少し急速に進んだ部分、まだ立ち後れているところもありますので、この後やはり実際に活用していく中で、困ったことなどを含めてどう行っていくと授業でも有効に活用できるかということは研究して、また、学校に示していくような形になっていくと思います。

そのときに、先ほど言われました元木委員や、それから澤田委員がおっしゃったように、こういったスキルが教員に必要なのか、最低レベル、例えばソフトについてはこういう使い方ができる場所が必要であるとか、また、機械の操作でこれができることが必要であるとかといったところも出てくると思いますので、そこをまとめて、先生方のスキルも高めながら、一定程度の水準を保っていきたいというふうに考えております。

(新倉教育長)

だからこそ逆に質問だったのですが、それをなぜ国は示さないのですかということなのです。活用例があるのかと片方と言われてしまったら、では、その活用例だけやればいいのかという論議になるから。そうではないのですよねということの確認をしたいのです。

(教育研究所長)

すみません。前年度からの懸案事項でもありますので、活用に関しては、中学校、ろう学校については、先ほど担当課長から説明がありましたように、推進計画の13ページに参考資料として、1人1台端末活用イメージというA3の資料があります。Chromebookの活用、Classroomの活用、ミライシードの活用、情報モラル、ICT支援員の活用等項目を分けて、何月頃までにはこういうことができるようになるという1年間のスケジュールを示しております。各学校で同じようなスピードで、ここまではできるようになる、子どもたちの活動もイメージできるような形で参考資料をつくりました。これに沿って中学校は行っていけると思います。今後小学校、養護学校の部分も新しく作成さ

れることになるかと思えます。

(新倉教育長)

私が少し突飛なことを言い出してしまったというのは、全国と同じような市町村がこういう形でどんどんと進んでいくのだけれども、教科で教えるためといたら、どうかな、教育要覧的なものというのは国から示されているわけではないので、今は横須賀市独自のこのカリキュラムをつくっています。同じように隣の横浜市もつくっています。川崎市もつくっていきます。そこを競い合うことでいいのか、横須賀市とそれぞれ違いがあっていいのかということ、多分ないのだろうと思うので、それをこれから横須賀市のやり方もそうなのですけれども、他都市の部分と検証していかないと、市町村格差をそこで生んでしまうのではないですかという心配をしているのです。

だから、本来ならば義務教育で活用するなら、国がきちんとした指針を持ってつくっていくべきであるのだけれども、それが今全くないので、各市町村は苦しんでいるという実態をぜひ分かってほしいことだし、それに我々は遅れてはいけないしというところのジレンマがあるのかなと思っているので、今回この推進計画を我々はつくったわけですが、常に他市町村とのカリキュラムを含めたこれからのコンテンツをどうするかということがあったのは、常に比較競争に巻き込まれていかざるを得ないので、そこをぜひ頑張らなければいけないのかなという。

だから、国が示した一つの基準があり、これを教えておけばいいよというものではないところに、これから取り組まざるを得ないのだということの覚悟をもう一回持っていただいて、それを含めた意味での先生方の研修というのは、どうあるべきかを考えてほしいなというふうに思っています。それを言いたかったわけです。

(元木委員)

今のことについての意見ですが、道具の使い方の部分と、道具を使った活用の仕方というのは別物なので、そこを切り分けた上で研修をしていただきたいと思っています。

例えば、先ほどご紹介いただいた活用イメージにあるとおり、ChromebookのところにGoogleアプリの活用の指導とありますが、この使い方を教えなければならぬわけです。それはどちらかというと、道具の使い方を教えるということだと思います。逆にこの使い方が分からないと、各先生方はそれを活用したもの、コンテンツはつくれなくなってしまうわけですから、その切り分け、道具の使い方を教えてから、その活用事例を紹介していかないと、幾ら

活用事例を紹介したとしても、それを行うための使い方が分からなければ実現できませんから、そこの順番だったりとか、どうやって教育を行っていくかというスケジュール、計画のほうをきちんと取り決めてほしいと思っております。

(川邊委員)

少しおかしな質問かもしれないのですが、ろう学校では、何か特殊な端末とかあるいは特殊な何かその物は使っているのですか。例えば音声ではなくて字で流れるとか、何かそういった工夫があるものなのでしょうか。

(支援教育課長)

ろう学校のほうでは、端末につきましてはC h r o m e b o o kを配備しております。しかしながら、聴覚障害のあるお子さんのために集音器をつけていたり、それを拡大して掲示するような拡大する装置と、それから大きなスクリーン等も配備しております。

(新倉教育長)

もう少しコンテンツ的に何か違いがあるとかというのはあるのですか。具体的に別のものを何か考えるのですか。

(支援教育課長)

教材的なコンテンツ的なものについては、市立のほかの中学校と同じものを入れてあります。特にろう学校として特化したものということではございません。

報告事項（3）『県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」の現状変更について』

(生涯学習課長)

報告事項3の『県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」の現状変更について』、ご報告申し上げます。

1、概要は、県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」において、令和元年8月から令和2年9月の間に、横須賀市大楠漁業協同組合が県教育委員会の現状変更等許可を受けずに、海産物資源の増大と台風時等の高波対策を目的として工事を行い、漁礁兼消波堤が設置されました。

当該漁業協同組合は、令和3年4月19日付で県教育委員会に当該天然記念物

及び名勝における現状変更等許可申請を行い、その結果、5月10日付で、次の条件により現状変更が許可されました。

2、現状変更許可条件の内容ですが、(1)海洋環境への影響を把握するため、モニタリング調査を実施すること。(2)モニタリング調査の結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来にわたっての保存に相当程度の支障とならないことが確認された後に許可の効力が生ずるものとする。こと。(3)本件の許可の効力が生じた場合もモニタリング調査は3年間継続することとされています。

次に、裏面の2ページの図をご覧ください。

概略図、天神島臨海自然教育園及び天然記念物指定区域と現状変更箇所です。縮尺等は正確ではありませんので、概略図ということでご了承ください。

天然記念物指定区域内で行われた工事の概要ですが、図の中央上部の黒い太線が新設漁礁兼消波堤の一部です。その下側に既設漁礁兼消波堤がありますが、斜線でお示しした一部を撤去し、それを新設漁礁兼消波堤の設置のために使用しました。また、既設漁礁兼消波堤に接する三角形でお示ししたところは、区域内でしゅんせつが行われました。

今回のことを踏まえ、みなと振興部職員とも情報共有を徹底し、天然記念物及び名勝であるという意識をさらに強く持ち、再発防止に向け文化財保護に取り組んでまいります。

以上でご説明を終わります。

(元木委員)

モニタリング調査を行う範囲についてです。資料によると当該指定水域と書いてありますが、この当該指定水域というのは、裏面の地図でいうところのどこに当たるのでしょうか、教えてください。

(生涯学習課長)

当該指定水域をご説明しないで申し訳ございません。点線で囲ってある区域が県が指定した天然記念物及び名勝の区域内です。

(元木委員)

その場合、この全域のうち何か所でモニタリング調査をしていくと思いますが、どのぐらいサンプリング数なのか、もし分かれば教えてください。

(生涯学習課長)

詳細は、これから県のほうで設定をいたしますけれども、今回工事が行われたこの消波堤のある区域周辺で行われる予定です。

(新倉教育長)

私も少し確認させてください。2番の許可の条件のところ、(1)から(3)までの読み方なのですけれども、これは、まずすぐにモニタリング調査は1回行われますよね。この1回の際に保存に支障がないことが確認されて、初めて許可の効力は生じます。許可の効力が生じた後でも、都合3年間はモニタリング調査をなさうということですから、モニタリング調査というのは、ここでは4回行わなければいけないというふうに見えていいのですか。

(生涯学習課長)

モニタリングの第1回は、現在調整をしているところでございますが、早い時期に行うということをお県教育委員会は考えております。そのモニタリング調査に当たっては、県教育委員会、市教育委員会と大楠漁業協同組合の協議によって決定をしております。

(新倉教育長)

だから、4回行うということですかという、もう一回すみません。

(生涯学習課長)

年に4回ですが、本年度は3回になります。来年、再来年度は4回になります。

(新倉教育長)

その条件が読めないで、そこには何回とは書かれていないのですが。この部分を今読ませていただくと、モニタリング調査を今まず行わないと、行って何も支障がないとしたときに、初めて許可の効力が生ずると言っているのです。ここで支障があったら、許可は取り消されてしまうわけですよね。

(生涯学習課長)

このモニタリング調査の結果によってそれが決定されていきます。ですから、その状況がどのような状況かによりますが、ただ、それで問題がないという場合に3年間は調査を行う、モニタリング調査を行うということが県のほうから示されております。

(新倉教育長)

単純に言うと、モニタリング調査は3年間継続するといっているものの、まずは何よりも今回現状変更の許可というのはされているけれども、条件付きの許

可であって、モニタリング調査を行って影響がないということが分かったら、初めて変更の許可がされるのですよねということなのです。仮にそうだったとしても、その後3年間はモニタリング調査を行わないと駄目ですよ、ということが義務づけられたのですかということを知っているのですから。

(生涯学習課長)

そのとおりです。

(新倉教育長)

4年間はやらなければいけないということを知っているのですか、ということなのです。

(生涯学習課長)

3年間ということになっております。

(新倉教育長)

今回行うわけですから、今年行ってから、次の3年間、だから4年間行うのでしようということです。

(教育総務部長)

いただいています許可、県からいただいている資料には、そのあたりは明確に書いておりません。資料に示したとおりのことしか書いてありませんので、見る限りでは3年間は継続するというだけですので、もう一度確認させていただきます。

報告事項(4)『市立学校敷地内で発生した事故について』

(学校管理課長)

引き続き、『市立学校敷地内で発生した事故について』、ご報告いたします。資料をご覧ください。

1、事故発生日時です。事故発生は、令和3年3月6日土曜日、午前10時頃に発生いたしました。

2、事故発生場所でございます。市立小学校敷地内の校舎裏山でございます。

3、事故発生状況です。当該小学校近隣在住の男性、当時74歳の方、以下A氏と呼ばせていただきます。この方がチェーンソーを使用して木の伐採を行って

いたところ、自ら切った倒木に挟まれ、お亡くなりになられる事故が発生いたしました。

4、事故の経緯についてです。当該校では、従前から草刈りや樹木の手入れを行っているPTAを中心とするボランティアグループが活動しており、学校裏山を整備していただいております。

令和2年度7月頃、活動の中心的人物、以下B氏と申し上げます。――がナラ枯れの被害に気づきました。ナラ枯れといいますのは、木に虫が侵入しまして菌が繁殖して枯れてしまう木の病気でございます。この被害に気づき、独自の被害状況の調査を始めました。

11月下旬、B氏とA氏を含む近隣住民の有志の方が、上記グループのボランティア活動とは別に、ナラ枯れ対策として、休日にチェーンソーを使って木の伐採を始めました。

12月中旬に伐採を知った学校は、B氏へチェーンソーを使った危険な伐採を行わないように、また、令和3年1月下旬には、私ども学校管理課からB氏へナラ枯れ対策として、虫の侵入を防ぐ効果がある防護シートを木に巻き付けることを提案し、危険な伐採をやめるようお話ししました。2月中旬には、B氏とA氏を含む近隣住民の有志による防護シート巻きが実施されております。

その後も独自の活動により伐採が継続され、これを知った学校管理課は、再度3月5日に、B氏に伐採をやめるよう注意しました。しかしながらA氏へは伝わっておらず、事故当時は単独で伐採を行っていたものでございます。

3月9日には、学校敷地内での事故であったということですので、学校長らが葬儀へ参列し、ご遺族へお悔やみを申し上げます。

5、事故後の対応についてでございます。当該校においては、裏山でのボランティア活動を中止いたしました。また、3月15日付で学校管理課から各学校長宛てに通知し、各学校から学校敷地内で活動を行う方に連絡を取り、活動に当たっては、安全を確保し、チェーンソー等を使用した危険な作業を行わないように伝えることといたしました。

今後、近隣住民が学校敷地内で行う活動については、学校と近隣住民がより一層の連絡連携を図り、安全な作業が行われるようにしてまいります。

以上で報告を終わります。

(川邊委員)

その後、武山小学校の敷地内のあれは、検査というかは行ったのでしょうか。というのは、私は1週間前かな、武山小学校の健診に行ったのですけれども、歴史が古いせいか、児童、子どもたちが遊んでいる場所の近くにもかなり太い木があるのですよね。そういうのを一度、全校自体を調べたほうがいいのかなと思っ

たので、少し申し上げました。

(学校管理課長)

やはりこちらの当該校におきましては、まず一つナラ枯れがあったというようなお話をいただいたときに、私ども学校管理課の職員と、それから環境政策部自然環境共生課の担当職員、こちらの部局はナラ枯れ等を専門に扱うような見識を持っている職員がおりますので、その者とその学校の樹木について確認をしたという経緯がございます。そのときのお話であれば、一部ナラ枯れは認められますけれども、今すぐに枯れてしまって、倒れてしまうような状態のものはないというところで確認しております。

また、各学校におきましては、年度当初にそういった必要のあるものがあるのか、あるいは樹木の伐採が必要な箇所があるかというようなことを学校のほうにアンケート調査を行いまして、その結果によって剪定を行ったりということを行っております。

報告事項（５）『学力向上推進委員会の答申について』

(教育指導課長)

報告事項『学力向上推進委員会の答申について』、ご報告申し上げます。

1枚目をご覧ください。

令和2年度の学力向上推進委員会の概要となります。玉川大学教授の笠原陽子先生に委員長を務めていただきました。以下、委員の名前、職を明記しております。

委員会は、文書会議2回を含む全3回を行いました。その中で、学力向上推進プランの目標①から⑤の検証について諮問を行いました。諮問文につきましては、資料の参考1につけてあります。

資料の2枚目、答申1をご覧ください。推進委員長から教育長宛てに答申をいただきました。

答申の内容ですが、3枚目の答申2をご覧ください。推進プランの目標①から⑤について、それぞれの現状とこれからの方向性について答申をいただきました。簡単にご説明いたします。

1の目標①についてです。現状としては、全国の学習状況調査において全国の平均正答率に到達しておりません。今後は、改善の視点などを引き続き分析し明確にして、学校への指導助言を行ってまいります。

次に、2の目標②です。同一集団の学力の状況としては、学年が上がるごとに

向上が見られており、全体的には児童・生徒の学力は、目標の達成に向かって推移していると分析しております。

続いて、3の目標③です。これは平均正答率40%未満の学力層の児童・生徒の割合の減少を目指すものですが、現状においても、各学校に一定の割合で存在しております。これまで学習支援員等を活用した授業内での支援をはじめ、放課後などに補充学習の機会を設定するなど、個別支援の取組を行ってまいりました。

そのような個別支援は引き続き継続していきますが、これと併せて、今後は児童・生徒が授業の中で学びを深めるための指導の充実が必要となります。そのためには、全ての児童・生徒が授業の内容を理解し、他者の意見を踏まえて自分の考えを表現したり、学びを深めたり、また一步進んだ課題に向かってチャレンジしようとするような学習に対して、主体的な態度で臨むことができる指導方法の工夫・改善が重要となります。そのようにして授業の質の向上を図ってまいりたいと思います。

次に、4の目標④についてです。学習意欲と相関のある自己肯定感を問うて、回答の増加を目標設定にしたものです。学力層別に自己肯定感の状況を見てみますと、学力に課題がある児童・生徒の自己肯定感は、上位の層に比べて低い傾向が見られます。目標③とも関連しますが、全ての教育活動を通して自己肯定感の醸成を図ってまいります。

最後に、5の目標⑤についてです。これも学習意欲と相関のある学習集団、学級集団の状況に対する肯定的回答の増加に係る目標設定です。その一つとして、「学級会では意見が出しやすいか」という質問項目を設定しておりますが、この質問に対しては、同一集団の回答として、前年度を上回っていない状況があります。先ほどお話ししました目標③、④と同様に、授業に対して主体的な態度で臨んでいるかどうかの指標となることから、今後も継続して調査をしていくこととしています。

以上が答申の内容となります。

なお、本年度は、現行の学力の向上推進プランの最終年度として目標の検証を行うとともに、今回の答申を基にした次期推進プランの策定を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

(元木委員)

資料2の4ページの別表7についてですが、小学校5年生と中学校2年生の正答率が最も低い問題が出ております。

これだけ低い正答率になった理由なのですが、これは授業で出題内容に関連する部分を行っているけど理解度が低いのか。それとも授業そのもので行って

いなかったのかというところを教えてください。

(教育指導課長)

基本的に学習状況調査の問題に関しましては、教育課程、学習指導要領にのった内容になっております。したがって、教科書を使った授業の中でも、こういった学習事項については使われておりますが、ここの正答率の低さは、全国的にも横須賀市と同様に見られるわけですが、複数の情報を読み取ったり、文章の中で正答を求めていくという内容で、かなり複雑な部分ですので、授業の中でも当然扱っておりますが、やはりほかの教科との横断的な指導といった部分も重要になってくるのではないかと分析しております。

(荒川委員)

では、資料1の2ページにあります目標③の中の分析の中、個別支援の視点なのですけれども、基礎学力の向上の視点だけにつながっていて、実際の授業の内容と強くつながっていないというところで、「児童・生徒の学びに対する意識の向上は難しいと考える」というところがありますが、支援員の方が子どもに寄り添いながら授業の中で働いてくださり、とてもありがたいと思っています。ただ、ここの分析の中で書かれていますように、授業の中で授業に沿ったという視点がやはり大事なのかなというふうにも思います。基礎的な部分だけではなく、そういうふうに授業の流れを支援員と一緒に担任の先生と協力しながらといったところでは、どのような感じで今校内で行われているのか、それからまた、今度これがよりよく活用されるようになるための方策といたしますか、そんなところを少し教えてください。よろしくお願いいたします。

(教育指導課長)

現実的には、やはり一斉授業の中である単元を行っている中で、そこに全くついてこられない子どもたちがいる状況があって、その中で、教科は例えば算数を教えている中でも、全体の授業についていられない部分の中で、基礎的なことを行っているケースも今までは見られました。

ただ、今回の答申の中では、やはり授業の単元に基づきながら、学習支援員と学級担任が中心になって、子どもたちの全ての子どもたちの学習内容を分かりやすく進めていくということが指摘されておりますので、まずは学校の中では、教科担当や学級担任とそれから学習支援員の綿密な打合せとか振り返りをしていくということ、それから私たちのほうとしても、学習支援員の研修会ですとか、それから学校長等に関しまして、この答申を踏まえた働きかけをしてまいりたいと思います。

(澤田委員)

関連しますが、いただいたこの答申を次は具体的な取組にしていけないと思いません。各校の先生方には、この答申内容をどのように伝えていきますか。

(教育指導課長)

やはり早急性があるところにつきましては、学力向上担当者会ですとか、それから学校内部の学力向上担当者会ですとか、それから学校長等に機会を見ながら学校訪問等で伝えてまいります。

ただ、今回この答申内容につきましては、令和4年度からの推進プランに関わってくる内容というところの中では、本格的には令和4年度の中で、私たち事務局のほうで様々な場面の中で働きかけを行っていきたいと思っております。

(川邊委員)

これは学力向上推進委員会ですので、こういう答申になるのは当たり前で、大事なことだと思うのですが、ぜひとも子どもたちを評価するには、子どもたちの個性、特性も併せて評価していただきたいなと思えます。

(教育指導課長)

多角的な側面を持ちながら、子どもたちの持つ可能性を育ててまいりたいと思えます。

(元木委員)

1点教えてください。資料2の数字だけを見ると、全国平均に比べて横須賀市の平均は100%に達していない部分がかかなり多いかと思えます。平均化された数字ではあるのですが、他市の子どもにはないような、横須賀市の子どもが持っている良いところなど、何か見えくるところというのではないのでしょうか。これだけ見ると、何か横須賀市の子どもたちは、学力が低いみたいな感じに見えてしまうのですけれども、いかがでしょうか。

(教育指導課長)

平均値の様々な見方がありまして、先ほど40%未満の層のところが多いというところがあるのですが、これも本市だけの特徴ではないのですが、やはり二極化している部分があり、学習を主体的に進めていける児童・生徒も比較的多いと

いう状況があります。それにも増していわゆる学力に課題がある児童・生徒が多いという実態がありますので、そういった意味でも先ほどの答申内容にもありましたけれども、主体的な学びに向かっていける子どもたちを増やしていくという施策も検討をしていかなければなりません。

今手元には細かい資料はありませんが、質問した調査の中から、例えば地域とのつながり、そういった部分でも数値的にはほかの県等を上回っているところもありますので、あくまでも今回は教科の部分というところで示させていただきましたが、先ほどもありましたように多角的な分析をすると、横須賀市の子どもたちのよさというところも多くあると認識しております。

報告事項（6）行事等の開催結果について『令和3年度横須賀市中学校総合体育大会の結果について』

（保健体育課長）

『令和3年度横須賀市中学校総合体育大会の結果について』、報告いたします。

この大会は、市内の全ての公立中学校23校と横須賀学院中学校の代表生徒が参加し、全14競技で競い合う年に一度の総合体育大会です。

例年総合体育会館メインアリーナで開催しております総合開会式については、参加生徒人数を制限するなど感染症対策を講じた上で、4月17日土曜日に南体育会館で開催いたしました。

各競技大会を見ても、生徒の体調管理や保護者の観覧制限、また、競技日程を複数日に分けて1日の参加人数を調整するなど、様々な感染症対策を講じたことで、大きな事故や混乱もなく、5月3日の陸上競技まで12競技が順調に終了しましたことを報告いたします。

残り2競技について、水泳競技は8月21日土曜日に野比中学校にて、駅伝競走は10月16日土曜日に馬堀海岸コースにおいて開催予定です。

なお、今年度のエントリー者数は、駅伝競走を除いた総数で3,499名でした。また、競技結果については、配付資料のとおりです。

委員の皆様には、総合開会式のご出席も併せご支援、ご協力をいただき、ありがとうございました。

報告は以上です。

（質問なし）

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第2から日程第6は、人事案件のため、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和3年5月20日(木) 午後4時29分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡